

後期高齢者医療制度のお知らせ ～障害認定申請について～

一定の障がいのある 65 歳～74 歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

◆一定の障がいとは◆

- (1) 国民年金などの障害年金 1、2 級を受給している方
- (2) 身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級をお持ちの方
- (3) 身体障害者手帳 4 級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - 音声障害
 - 言語障害
 - 下肢障害 4 級 1 号（両下肢の全ての指を欠くもの）
 - 下肢障害 4 級 3 号（一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの）
 - 下肢障害 4 級 4 号（一下肢の機能の著しい障害）
- (4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級をお持ちの方
- (5) 療育手帳 A（重度）をお持ちの方



◆手続きについて◆

申請手続きやお問い合わせは住民課保険医療係 TEL 32-2422 で受け付けています。

また、後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）となる方は、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合等）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになりますので、各保険者で資格喪失の手続きをしてください。

飼い犬及び飼い猫避妊手術費用補助事業の終了について

和寒町では、飼い犬及び飼い猫の避妊・去勢手術に係る費用の一部を補助する事業を行ってありますが、令和3年3月31日をもって事業を終了いたします。

補助事業終了後も飼い犬や猫がみだりに繁殖しないよう適正な飼育をお願いします。

また、この制度の利用を考えている方は、令和3年3月31日までに手術を終えられる必要がありますので、早めの申請をお願いします。

◆申請手続きについて

- ①動物病院で手術を行う前に役場で補助認定を受けるための申請をしてください。
- ②役場からの認定書をもって動物病院で手術を受け、医師から手術終了の証明を受けてください。（認定書に医師の証明欄があります）
- ③手術終了後、役場窓口に認定書と領収書をもって、補助金の申請手続きをしてください。後日、指定された口座に振り込み致します。

◆補助金額について

	補助対象	補助金		
		補助率	限度額	
			去勢	避妊
犬	生後3か月以上	手術費用の1/2 ※限度額は右記のとおり	2,500円	5,000円
猫	生後6か月以上		2,000円	5,000円

